

1. 補助制度の概要（耐震診断）

（1）補助対象金額の算定方法

補助対象金額は次の（ア）又は（イ）のいずれかの小さい方になります。

- （ア）実際の耐震診断に係る費用
- （イ）下表により算定した額

※ただし、図面の復元を要する場合や耐震判定委員会による耐震診断の判定・評定の取得に対して、157万円を限度として加算することができます。

面積 1,000 m ² 以内の部分	3,670 円/m ² 以内
面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分	1,570 円/m ² 以内
面積 2,000 m ² を超える部分	1,050 円/m ² 以内

- ・補助限度額の計算例：延床面積が 3,000 m²で、図面復元と判定・評価に 157 万円以上かかる場合
1,000 m² × 3,670 円 + 1,000 m² × 1,570 円 + (3,000 m² - 2,000 m²) × 1,050 円 + 1,570,000 円 = 6,291,570 円
⇒実際に要する費用がこれを上回る場合、限度額はこの金額となります。

（2）補助金の交付について

補助金は国と和歌山県が交付します。（国と県で原則全額補助）

※診断費用が補助金の上限額を超える場合、上限を超える部分は自己負担が生じます。

（3）耐震診断を実施する者の資格要件について

耐震診断を義務付けられた建築物については、耐震改修促進法施行規則第 5 条の規定により定められた資格者が耐震診断を実施する必要があります。

（4）耐震判定委員会の判定・評定の取得について

耐震診断の結果が、H18 国土交通省告示第 184 号に定められた方法に基づいていることについて、耐震判定委員会（一般財団法人 和歌山県建築士事務所協会）による判定・評定を取得していること。

（5）補助対象者について

- ・対象建築物の所有者
 - ※区分所有建築物の場合は、管理組合又は区分所有者の合意を得た代表者。あらかじめ区分所有者及びその議決権の過半数の同意が必要
 - ※所有者が複数の場合は、全員の合意を得た代表者

（6）留意事項

- ・令和 8 年 3 月末までに着手するものであること。
- ・交付決定日以降に実施する耐震診断費用が対象です。必ず、交付決定日以降に契約してください。
- ・通常の場合、補助金は申請者が耐震診断業者に費用の支払いを行った後に交付しますが、代理受領の手続きをすることで、申請者が費用の支払いをすることなく、補助金を診断業者へ直接お渡しすることも可能です。

2. 補助金交付申請に必要な書類（耐震診断）

（1）交付申請 作成部数：正1部

	書式の種類	備考
1	補助金等交付申請書	
2	委任状	申請を業者に委任する場合
3	改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書の写し	所管行政庁が交付したもの
4	（変更）事業計画書 耐震診断	別記第1号様式（その1）
5	耐震診断費用の見積書の写し	申請額の積算内訳が分かる書類
6	区分所有又は共有の場合 ・管理規約（管理組合の場合） ・理事長選出の証明（ 〃 ） ・耐震診断実施の承認の証明（ 〃 ） ・代表者及び診断実施の同意の証明（共有の場合）	→管理組合の位置づけの確認 →申請者である管理組合理事長の氏名の確認 →必要な合意が得られているか総会議事録等 →代表以外の所有者が、代表者及び耐震診断について同意しているか、同意書等の確認
7	建物の登記事項証明書	所有者の住所・氏名等を証明できる書類
8	付近見取り図	
9	配置図、平面図、断面図	
10	建物外観写真	対象建築物がわかるもの
11	債権・債務者登録申出書	

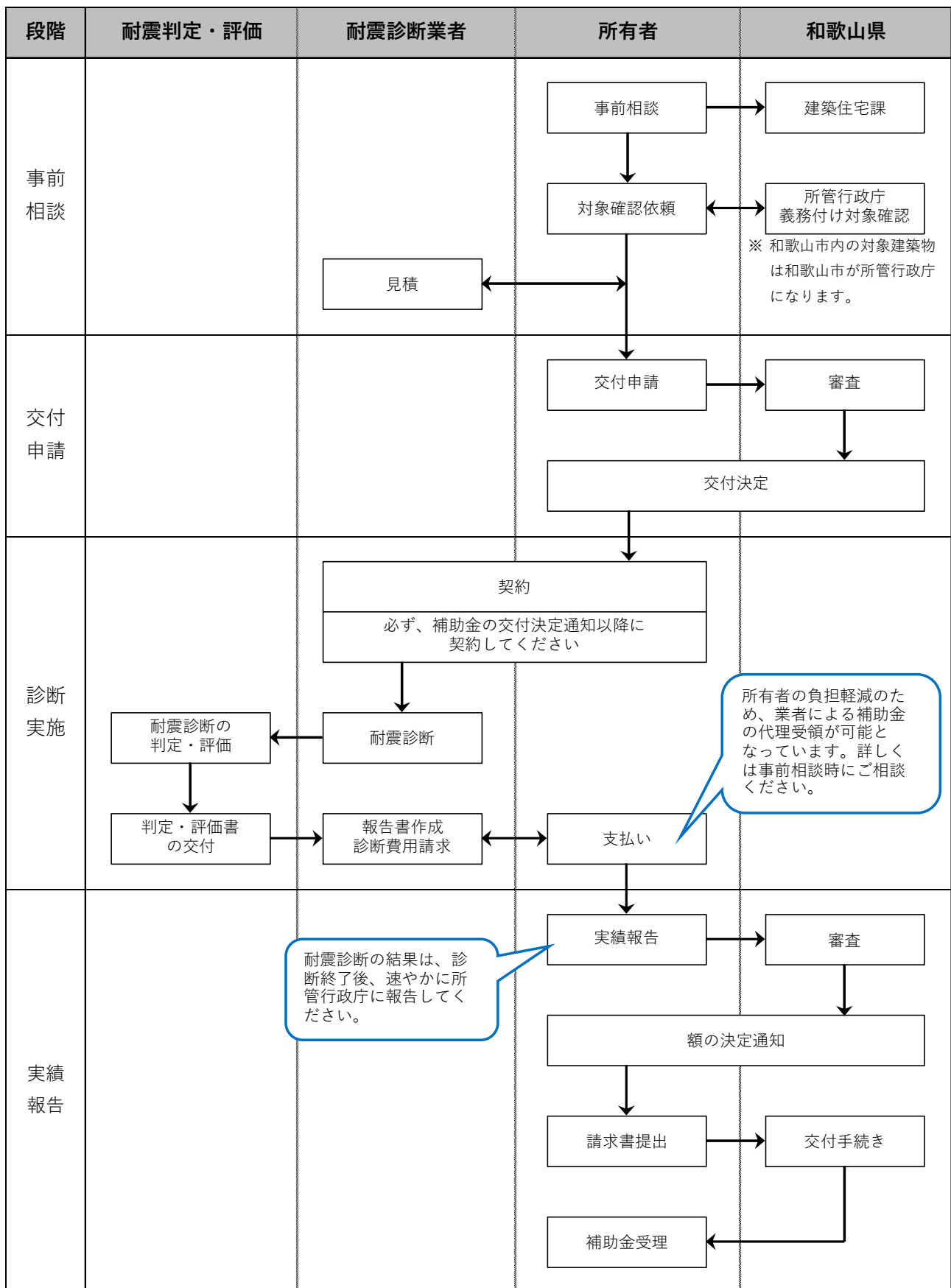
（2）実績報告 作成部数：正1部

	書式の種類	備考
1	補助事業等実績報告書	
2	委任状	申請を業者に委任する場合
3	対象建築物の事業実施報告書 耐震診断	別記様式第6号（その1）
4	耐震診断結果報告書 耐震診断	別記様式第7号（その1）
5	耐震診断書の写し	詳細は補助金交付要領 別添1参照
6	耐震判定委員会等の第三者機関による評価書	
7	補助金交付決定通知書又は補助金交付決定変更通知書の写し	
8	請負契約書の写し	
9	診断実施者からの請求書の写し又は領収書の写し	

（3）代理請求及び代理受領予定届出書

代理受領を希望する場合のみ1部作成してください。

3. 補助金交付申請手続きの流れ（耐震診断）



お問い合わせ先

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課（南別館 10 階、電話：073-441-3185）